

通関業法に基づく

主要届出添付書類・記載要領

平成22年4月

東京税関業務部首席通関業監督官

主要届出添付書類・記載要領

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
<u>I 許可事項の変更(12条)</u>	税関様式B第1140号 (認定通関業者は税関様式C第9030号により届け出ることとし、総括認定事業者管理官への届出を要しない。)
1 役員の変更 (P5) (1) 役員が新任する場合 イ 日本国籍の場合 ロ 外国籍の場合 (2) 役員が辞任する場合 (3) 役職名の変更	「通関担当役員」の変更の場合は、本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P12) 「新旧対照表」、「履歴書」、「市区町村長の身分証明書(※1)」、「東京法務局登記官の証明書(※2)」、「宣誓書(税関様式B第1080号)(※3)」、「登記事項証明書(※5)」、「電磁的記録媒体(役員)(※6)」 「新旧対照表」、「履歴書」、「宣誓書(税関様式B第1080号)(※4)」、「登記事項証明書(※5)」、「電磁的記録媒体(役員)(※6)」 「新旧対照表」、「登記事項証明書(※5)」 「新旧対照表」、「登記事項証明書(※5)」
2 法人の名称変更 (P6)	本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P14)
3 営業所の名称変更 (P7)	「登記事項証明書(※5)」、「合併等の場合：公正取引委員会の合併許可書(写)又は合併契約書(写)」
4 法人の住所変更 (P8)	本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P15)
5 営業所の住所変更 (P9)	「当該営業所が登記されている場合：登記事項証明書(※5)」
6 通関業廃業 (P10)	「地図」、「事務所内レイアウト」、「当該営業所が登記されている場合：登記事項証明書(※5)」、「賃貸の場合：賃貸借契約書(写)」
7 通関業営業所廃止 (P11)	「当該営業所が登記されている場合：登記事項証明書(※5)」
8 二以上の税関長への一括提出	本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」<解任>が必要。(P16) 添付書類なし。
	本届と併せて「従業者等の異動(変更)届」が必要。(P17) 添付書類なし。 二以上の税関長に対して上記1, 2, 4の変更届を提出する時は、当該二以上の税関長のいずれか一の税関長に必要な部数を提出する。 なお、添付書類は一部で差し支えない。

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
<p>Ⅱ 従業者等の異動（22条）</p> <p>1 通関担当役員（P12①） (1) 新規従業 (2) 解 任</p> <p>2 責任者（P12②） (1) 新規従業 (2) 解 任</p> <p>3 通関士（P12③） (1) 新規従業 (2) 解 任</p> <p>4 従業者（P12⑤） (1) 新規従業 イ 従業者研修修了者 ロ 従業者を以前経験した者 ハ 通関士試験合格者 ニ 補助従業者から従業者 (2) 解 任</p> <p>5 補助従業者（P12⑥） (1) 新規従業 (2) 解 任</p> <p>6 通関士、従業者及び補助従業者の通関営業所間（当 関管轄内）での異動 （P13⑦）</p> <p>7 専任、兼任又は兼務の変 更（P13⑧）</p> <p>8 通関士、従業者等の改姓 （P13⑨）</p> <p>9 通関士、従業者等の休職 （P13⑩）</p>	<p>税関様式B第1180号</p> <p>添付書類なし。 添付書類なし。</p> <p>「履歴書」、「電磁的記録媒体（責任者）（※6）」 添付書類なし。</p> <p>添付書類なし。「異動年月日」欄は通関士確認年月日を記載。 添付書類なし。「証票（返却）」</p> <p>派遣労働者の場合（※7） 「履歴書」、「従業者研修修了証書の写」、「写真1枚」 「履歴書」、「従業者研修修了証書の写」又は「従業者等の異動（変 更）届<解任>の写」、「写真1枚」 「履歴書」、「通関士試験合格証書の写」、「写真1枚」 「履歴書」、「写真1枚」 添付書類なし。「証票（返却）」</p> <p>「履歴書」、派遣労働者の場合（※7） 添付書類なし。</p> <p>添付書類なし。 証票に営業所名が記載されている場合：「証票再交付のための写真 1枚」、「証票（返却）」、派遣労働者の場合（※7）</p> <p>添付書類なし。 証票に営業所名が記載されている場合：「証票再交付のための写真 1枚」、「証票（返却）」</p> <p>「旧姓、新姓及び変更年月日を確認できる公的な書類の写（例：戸 籍謄本又は運転免許証等）」、「証票再交付のための写真1枚」、「証 票（返却）」</p> <p>添付書類なし。</p>

届 出 内 容	届 出 様 式 及 び 添 付 書 類
<p><u>Ⅲ 通関士の確認（31条）</u></p> <p>1 後記2以外の場合（P18）</p> <p>2 他税関で通関士として従業していた者が同一通関業者の当管内営業所へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合又は東京税関長の確認を受けて通関士であった者が当管内の他の通関業者へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合（P12④）</p>	<p>税関様式B第1320号</p> <p>「履歴書」、「通関士試験合格証書の写」、「市区町村長の身分証明書（※1）」、「東京法務局登記官の証明書（※2）」、「宣誓書（税関様式B第1080号）」、「写真1枚」、派遣労働者の場合（※7）</p> <p><u>通関士確認届は、「従業者等の異動（変更）届」（税関様式B第1180号）をもって代えることができる。</u></p> <p>ただし、添付書類として次のものが必要。</p> <p>「履歴書」、「従業者等の異動（変更）届<解任>の写」、「写真1枚」</p> <p>なお、確認を受ける通関士が当管内の他の通関業者の通関士であった場合で「従業者等の異動（変更）届<解任>の写」の入手が困難な場合は、窓口でその旨を申し出てください。</p>

- ※1 「市区町村長の身分証明書」とは、①「成年被後見人とみなされる者及び被保佐人とみなされる者」、②「従前の例によることとされる準禁治産者」、③「破産者であって復権を得ない者」に該当しない旨の証明書をいう。
- ※2 「東京法務局登記官の証明書」とは、「成年被後見人及び被保佐人」に該当しない旨の証明書（登記されていないことの証明書）をいう。
- ※3 「宣誓書」は「法第6条第3号から第7号に該当しない旨」（役員）又は、「法第31条第2項に該当しない旨」（通関士）を宣誓する。
- ※4 外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」及び「東京法務局登記官の証明書」に代わる書類として「宣誓書」に「法第6条第1号から第7号に該当しない旨」（役員）又は「法第31条第2項に該当しない旨」（通関士）及び「外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨」を宣誓する。
- ※5 「登記事項証明書」は「履歴事項全部証明書」を提出する。ただし、「役員の新任」のみの場合は「現在事項全部証明書」でも可。

- ※6 「電磁的記録媒体」の提出は、新任役員及び新任営業所責任者の氏名（カナ・漢字）、生年月日、性別をCSV形式で記録した電磁的記録媒体（フロッピーディスク、CD-R等）により行う（役員変更の場合で、平成21年7月以降で最初の届出の際には、変更後の全役員を記録して提出する）。

入力要領

- ① 対象者の 氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により記録する。
- ② 入力にあたっては、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（大正は T、昭和は S、平成は H で半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）を入力する。

なお、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

電磁的記録媒体【入力例】

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別
カゼイツボネ	関税 局	S	30	03	04	F
ゼイカン タロウ	税関 太郎	S	38	11	30	M
ザイム ハコ	財務 花子	S	40	01	01	F

- ※7 派遣労働者の新規従業の場合は、以下の書類を添付する。

- (1) 派遣基本契約書（以前提出した場合は省略可）
- (2) 会社概要（パンフレット等で可）（以前提出した場合は省略可）
- (3) 派遣通知書

(役員の変更 記載例)

税関様式 B 第 1140 号
平成 22 年 4 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目 7 番 11 号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

⑨

通関業法第 12 条第¹~~2~~₃号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
出ます。

記

1 役員の変更

別紙「役員新旧対照表」のとおり

2 変更年月日

平成 22 年 4 月 1 日

3 変更理由

役員改選による

【参考：添付書類】

- 1 役員の新任（役員が日本国籍）：新旧対照表、履歴書、身分証明書、登記されていないことの証明書、宣誓書、履歴事項全部証明書（※）、電磁的記録媒体
- 2 役員の新任（役員が外国籍）：新旧対照表、履歴書、宣誓書（※）、履歴事項全部証明書（※）、電磁的記録媒体
- 3 役員の辞任：新旧対照表、履歴事項全部証明書
- 4 役職名の変更：新旧対照表、履歴事項全部証明書

※ 「履歴事項全部証明書」は、「役員の新任」のみの場合は「現在事項全部証明書」でも可。
※ 役員が外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」及び「東京法務局登記官の証明書」に代わる書類として、「宣誓書」に「法第 6 条第 1 号から第 7 号に該当しない旨」及び「外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨」を宣誓する。

(法人の名称変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 22 年 4 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

⑨

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 法人名称の変更

変更前の名称 株式会社 財 務 商 会

変更後の名称 株式会社 税 関 商 事

2 変更年月日

平成22年4月1日

3 変更理由

資本提携に伴う法人名称変更

【参考】

- 1 添付書類：履歴事項全部証明書、合併の場合は公正取引委員会の合併許可書（写）又は合併契約書（写）
- 2 本変更届の提出に際し、次の届出等が必要
 - ① 従業者等の異動（変更）届
 - ② 証票再交付のための写真（1枚）
 - ③ 法人名称変更前の証票の返却

(営業所の名称変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 22 年 4 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

⑩

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 営業所名称の変更

変更前の名称 税関物流センター

変更後の名称 いろは埠頭センター

2 変更年月日

平成22年4月1日

3 変更理由

組織再編に伴う営業所名称変更

【参考】

- 1 添付書類：登記事項証明書（当該営業所が登記されている場合に限る）
- 2 本変更届の提出に際し、次の届出等が必要
 - ① 従業者等の異動（変更）届
 - ② 証票再交付のための写真1枚（営業所名称が記載されている証票を所持する通関士又は従業者に限る。）
 - ③ 証票再交付を受けた場合は、旧証票の返却

(法人の住所変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 22 年 3 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 財 務 商 会

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 法人住所の変更

変更前の住所 〒108-0075
東京都港区港南五丁目5番30号
03-1234-5678

変更後の住所 〒135-8615
東京都江東区青海二丁目7番11号
03-3599-6356

2 変更年月日

平成22年3月1日

3 変更理由

本社移転のため

【参考】

○ 添付書類：

① 履歴事項全部証明書

② 最寄りの地図

(注) 郵便番号及び電話番号の変更がある場合は、あわせて記載する。

(営業所の住所変更 記載例)

税関様式B第 1140 号
平成 22 年 3 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 財 務 商 会

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
~~出~~^出ます。

記

1 営業所住所の変更

営業所の名称 税関物流センター

変更前の住所 〒108-0075

東京都港区港南五丁目5番30号

03-1234-5678

変更後の住所 〒135-8615

東京都江東区青海二丁目7番11号

03-3599-6356

2 変更年月日

平成22年3月1日

3 変更理由

営業所移転のため

【参考】

- 添付書類：① 登記事項証明書（当該営業所が登記されている場合）
- ② 賃貸借契約書（写）（当該営業所の施設が賃貸の場合）
- ③ 最寄りの地図
- ④ 営業所事務室のレイアウト

（注）郵便番号及び電話番号の変更がある場合は、あわせて記載する。

(通関業廃業 記載例)

税関様式 B 第 1140 号
平成 22 年 6 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

Ⓜ

通関業法第12条第~~2~~¹号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
3
出ます。

記

- 1 通関業の消滅
消滅営業所名：いろは埠頭センター
- 2 消滅年月日
平成22年6月1日
- 3 消滅理由
通関業の廃業

【参考】

- 1 添付書類なし
- 2 本変更届の提出に際し、次の届出等が必要
 - ① 従業者等の異動（変更）届
 - ② 証票の返却（全員）

(通関営業所廃止 記載例)

税関様式 B 第 1140 号
平成 22 年 5 月 1 日

通関業の許可申請事項等の変更届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号

名称 株式会社 税 関 商 事

代表取締役社長 財務 太郎

⑨

通関業法第12条第¹~~2~~₃号の規定により該当する事実が下記のとおり生じたので、届け
出ます。

記

1 営業所の消滅

消滅営業所名：ABC物流センター

2 消滅年月日

平成22年5月1日

3 消滅理由

営業所の統合による（ABC物流センターの業務を主たる営業所である
いろは埠頭センターで行う。）

【参考】

- 1 添付書類なし
- 2 本変更届の提出に際し、次の届出等が必要
 - ① 従業者等の異動（変更）届<解任又は異動>
 - ② 証票の返却（通関士及び従業者が解任となった場合。）

(従業者等の異動 記載例 1)

税関様式B第1180号
平成22年4月1日

従業者等の異動(変更)届

東京税関長殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名称 株式会社 税関商事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊟

通関業法第22条第2項(及び同法第12条第1号(同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。))の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

	営業所の名称	氏名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
①		小森 七郎	担当役員	H22.4.1	解任	
		中山 五郎		H22.4.1	担当役員に新規従業	
②	いろは埠頭センター	小山 六郎	責任者	H22.4.1	解任	
		前田 四郎		H22.4.1	責任者に新規従業	
③		鈴木 二郎	従業者	H22.4.1	通関士に新規従業	証票NO 17-18
		山田 一郎	通関士	H22.4.1	解任	証票NO 14-10
④		中森 花江			通関士に新規従業	専任、H18年 東京11011
⑤	通関士確認届 に代える場合	前田 三郎		H22.4.1	従業者に新規従業	
		山本 浩美	従業者	H22.4.1	退職	証票NO 18-300
⑥		大山 四郎		H22.4.1	補助従業者に新規従業	派遣
		大森 五郎	補助従業者	H22.4.1	営業部門へ配置換	
通関士数に変更があった営業所			変 更 の 内 容			
いろは埠頭センター 営業所			通関士数 6名から 7名に変更			

- (注) 1. 営業所ごとに記載する。
 2. 職務区分欄は、異動等前の通関士等の職務区分を記載する。
 3. 新規従業する通関士の異動年月日欄は「通関士確認年月日」を記載する。
 4. 異動の内容欄は、「〇〇に新規従業」、「〇〇へ配置換」、「退職」、「解任」等と記載する。
 5. 「配置換」、「解任」等により証票を返却する場合には、備考欄に返却する証票Noを記載する。
 6. 通関士の確認届に代える場合は、備考欄に「専任・兼任の別」(兼任の場合は、兼任・兼務内容も)、「通関士試験合格年」、「試験地」及び「合格証書の番号」を記載する。なお、異動年月日欄は空白で届出し、通関士確認後、「通関士確認年月日」を追記する。
 7. 証票交付用写真「上半身、縦30mm×横25mmの大きさのもの、1枚」を添付する。

(法人の名称変更 記載例)

税関様式B第1180号
平成22年4月1日

従業者等の異動(変更)届

東京税関長殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項(及び同法第12条第1号(同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。))の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
	小森 七郎	担当役員	H22.4.1	法人名称を「税関商事」に変更	
税関物流センター	小山 六郎	責任者	H22.4.1	同上	
	鈴木 二郎	通関士	H22.4.1	同上	22-100
	山田 一郎	通関士	H22.4.1	同上	14-10
	鈴木 良子	従業者	H22.4.1	同上	15-21
	大山 四郎	補助従業者	H22.4.1	同上	
ABC物流センター	前田 四郎	責任者	H22.4.1	同上	
	中森 花江	通関士	H22.4.1	同上	19-12
	前田 三郎	通関士	H22.4.1	同上	17-20
	大森 五郎	従業者	H22.4.1	同上	14-111
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
営業所	通関士数 名から 名に変更				

- (注) 1. 当関管轄全営業所を記載することとし、役員以外は営業所ごとに記載する。
2. 備考欄に証票Noを記載する。
3. 証票再交付用写真「上半身、縦30mm×横25mmの大きさのもの、1枚」を添付する。
4. 異動年月日到来後速やかに証票を返却する。

(営業所の名称変更 記載 例)

税関様式B第1180号
平成22年4月1日

従業者等の異動(変更)届

東京税関長殿

届出者

住所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名称 株式会社 税関商事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項(及び同法第12条第1号(同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。))の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
税関物流センター	小山 六郎	責任者	H22.4.1	営業所名称を「いろは埠頭センター」に変更	
	鈴木 二郎	通関士	H22.4.1	同上	
	山田 一郎	通関士	H22.4.1	同上	14-10
	鈴木 良子	従業者	H22.4.1	同上	15-21
	大山 四郎	補助従業者	H22.4.1	同上	
通関士数に変更があった営業所	変更の内容				営業所名称が記載されている証票を所持している場合
営業所	通関士数 名から 名に変更				

- (注) 1. 営業所名称が記載されている証票を所持している場合に届け出る。
2. 営業所ごとに記載する。
3. 職務区分欄は、通関士等の職務区分を記載する。
4. 異動の内容欄は、「営業所名称を〇〇に変更」と記載する。
5. 備考欄に証票Noを記載する。
6. 証票再交付用写真「上半身、縦30mm×横25mmの大きさのもの、1枚」を添付する。
7. 新証票交付後速やかに旧証票を返却する。

(通関業廃業 記 載 例)

税関様式B第1180号
平成22年6月1日

従業者等の異動（変更）届

東 京 税 関 長 殿

届出者

住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

通関業法第22条第2項（及び同法第12条第1号（同法4条第1項第3号に掲げる事項の変更に限る。））の規定に該当する事実が下記のとおり生じたので、届け出ます。

記

営業所の名称	氏 名	職務区分	異動年月日	異動の内容	備考
	小森 七郎	担当役員	H 2 2 . 6 . 1	通関業廃業のため解任	
いろは埠頭センター	小山 六郎	責任者	H 2 2 . 6 . 1	同 上	
	鈴木 二郎	通関士	H 2 2 . 6 . 1	同 上	22-100
	山田 一郎	通関士	H 2 2 . 6 . 1	同 上	14-10
	鈴木 良子	従業者	H 2 2 . 6 . 1	同 上	15-21
	大山 四郎	補助従業者	H 2 2 . 6 . 1	同 上	
通関士数に変更があった営業所	変 更 の 内 容				
いろは埠頭センター 営業所	通関士数 2名から 0名に変更				

- (注) 1. 営業所ごとに記載する。
2. 職務区分欄は、通関士等の職務区分を記載する。
3. 異動の内容欄は、「通関業廃業のため解任」と記載する。
4. 備考欄に証票Noを記載する。
5. 異動年月日到来後速やかに証票を返却する。

(記 載 例)

税関様式B第 1320 号
平成 22 年 5 月 1 日
第 号

通 関 士 確 認 届

東 京 税 関 長 殿

通関業者
住 所 東京都江東区青海二丁目7番11号
名 称 株式会社 税 関 商 事
代表取締役社長 財務 太郎 ㊞

下記のとおり通関士試験合格者を通関士として、通関業務に従事させたいので、通関業法第31条第2項各号の規定に該当していないことにつき確認を受けたく、同条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

従事させようとする通関士試験合格者の氏名及び住所	税関 次郎	通関士試験合格年	平成元年
	東京都港区港南5丁目1番1号	合格証書の番号	東京 100
従事させようとする営業所の名称及び所在地	いろは埠頭センター 東京都江東区青海二丁目7番11号	専任又は兼任の別	専任 兼任 (営業兼務)
通 関 業 従 業 歴 (有 無)	従業期間	通関業者名	
	平成 13 年 4 月～22 年 1 月 平成 4 年 6 月～12 年 5 月 平成 2 年 4 月～ 3 年 3 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月	大井税関商事 税関商会(株) 東京ABC株式会社	
添 付 書 面	通関士試験合格証書の写し、登記されていないことの証明書、身分証明書(又は身元証明書)及び通関業法31条第2項に該当しないことの宣誓書並びに写真		

(注) 次に掲げる届出を行う場合にあつては、「通関士確認届」は「従業者等の異動(変更)届」をもって代えることができ、「通関士試験合格証書(写)」、「市区町村長の身分証明書」、「東京法務局登記官の証明書」及び「宣誓書」の提出を省略することができる。ただし、添付書類として「履歴書」、「従業者等の異動(変更)届<解任>の写」及び「写真1枚」が必要。(P12④)

- (1) 他税関で通関士として従業していた者が、同一通関業者の当関管内営業所へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合
- (2) 東京税関長の確認を受けて通関士であったものが、当関管内の他の通関業者へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合

主要届添付書類早見表

届出事項	届出添付書類	通関業の許可申請事項等の変更届	新旧対照表	履歴書	市区町村長の身分証明書	東京法務局登記官の証明書	宣誓書	登記事項証明書	電磁的記録媒体	地図	事務所内レイアウト	その他参考となるべき書面	従業者等の異動(変更)届	従業者研修修了証書(写)	証票交付用写真1枚	証票(返却)	従業者異動(変更)届(解任)(写)	通関士試験合格証書(写)	旧姓、新姓、変更年月日を確認できる公的書類(運転免許証(写)等)	その他参考となるべき書面	通関士確認届
I 許可事項変更 (12条)								注1													
1 役員の変更													注2								
(1) 役員が新任する場合																					
イ 日本国籍の場合	◎	○	○	○	○	○	○	○	○												
ロ 外国籍の場合	◎	○	○				①	○	○												
(2) 役員が辞任する場合	◎	○						○													
(3) 役職名の変更	◎	○						○													
2 法人の名称変更	◎							○				②	◎		○	○					
3 営業所の名称変更	◎							③					◎		④						
4 法人の住所変更	◎							○		○			◎								
5 営業所の住所変更	◎							③		○	○	⑤	◎								
6 通関業廃業	◎												◎		○						
7 通関営業所廃止	◎												◎		⑥						
II 従業者等の異動 (22条) *																					
1 通関担当役員																					
(1) 新規従業													◎								
(2) 解任													◎								
2 責任者																					
(1) 新規従業				○					○				◎								
(2) 解任													◎								
3 通関士																					
(1) 新規従業													◎		注3	⑦					
(2) 解任													◎			○					
4 従業者																					
(1) 新規従業																					
イ 従業者研修修了者				○									◎	○	○						⑧
ロ 従業者を以前経験した者				○									◎	⑨	○		⑨				⑧
ハ 通関士試験合格者				○									◎		○			○			⑧
ニ 補助従業者から従業者				○									◎		○						
(2) 解任													◎			○					

主要届添付書類早見表

届出事項	通関業の許可申請事項等 の変更届	新旧対照表	履歴書	市区町村長の身分証明書	東京法務局登記官の証明書	宣誓書	登記事項証明書	電磁的記録媒体	地図	事務所内レイアウト	その他参考となるべき書面	従業者等の異動(変更)届	従業者研修修了証書(写)	証票交付用写真1枚	証票(返却)	従業者異動(変更)届(写)	通関士試験合格証書(写)	旧姓、新姓、変更年月日を 確認できる公的書類 (運転免許証(写)等)	その他参考となるべき書面	通関士確認届	
5 補助従業者																					
(1) 新規従業			○									◎								⑧	
(2) 解任												◎									
6 通関士、従業者、補助従業者の通関営業所間(当関管轄内)での異動												◎		④							
7 専任又は兼任の変更												◎		⑩							
8 通関士、従業者等の改姓												◎		○	○			○			
Ⅲ 通関士の確認(31条)																					
1 後記2及び3以外の場合			○	○	○	①						◎		○			○			⑧	◎
2 他税関で通関士であった者が同一通関業者の当関管内営業所へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合			○									◎		○		○				⑧	
3 当関管内で通関士であった者が当関管内の他の通関業者へ異動後直ちに通関士の確認を受ける場合			○									◎		○						⑧	

注1: 「登記事項証明書」は「履歴事項全部証明書」を提出。ただし、「役員の新任」のみの場合は「現在事項全部証明書」でも可。

注2: 通関担当役員の異動は、「従業者等の異動(変更)届」が必要

注3: 証票交付用写真1枚は、通関士確認届に添付

①: 外国籍の場合は、「市区町村長の身分証明書」及び「東京法務局登記官の証明書」に代わる書類として「宣誓書」に「法第6条第1号から第7号に該当しない旨」(役員)又は「法第31条第2項に該当しない旨」(通関士)及び「外国の法令上これらと同様に取扱われていない旨」を宣誓する。

②: 法人の名称変更が合併によるものである場合は、公正取引委員会の合併許可書(写)又は合併契約書(写)

③: 届出に係る営業所が登記されている場合は、登記事項証明書の提出が必要

④: 証票に営業所名が表記されている場合は、証票再交付用写真1枚を提出。新証票交付後速やかに旧証票を返却

⑤: 賃貸の場合は、賃貸借契約書(写)

⑥: イ. 他の通関営業所で通関業務を行う者の証票に営業所名が記載されていない場合は、所持証票をそのまま使用。

ロ. 〃 営業所名が記載されている場合は、写真1枚を提出・証票返却。

ハ. 配置換、退職等で通関業務を行わなくなった者の証票は返却。

⑦: 従業者が通関士に従業した場合に必要

⑧: 通関士等に派遣労働者が含まれる場合は、派遣基本契約(写)、派遣事業主の会社概要(パンフレット等)及び派遣通知書

⑨: いずれかを提出

⑩: 通関営業所間の専任、兼任の変更の場合で、証票に営業所名が表記されている場合は、証票交付用写真1枚。

異動日到来後速やかに旧証票を返却。